

## 説明資料

(国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する  
基本的な方針(案))

金融審議会総会  
令和6年2月19日

# これまでの経緯

## 資産所得倍増プラン(令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)

### <国民への働きかけ>

- NISAの抜本的拡充やiDeCo制度の改革、中立的なアドバイザー制度の創設や金融経済教育の充実を政策的に進める一方で、これまで投資未経験の方(約8,000万人)に、資産形成に一步踏み出してもらうための働きかけを行う。
- このため、**資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。**その際、金融庁が事務局機能を担い、関係省庁の連携を促すとともに施策の調整・フォローアップを行う。また、協議会等の場を設け、広く官民が協力して資産形成に必要な施策の協議・推進にあたる。

## 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース 中間報告(令和4年12月9日公表)

### IV 総合的な資産形成支援

家計の安定的な資産形成の実現に向けた利用者の利便向上とその保護のための施策は、つみたてNISAやiDeCo等の税制優遇制度の普及、金融リテラシーの向上、金融・資本市場に関係する事業者・年金等の監督等、広範に及ぶため、国全体として総合的に進めていくことが重要であると考えられる。

あわせて、国だけではなく、地方自治体や民間企業による主体的な取組みと国との連携も不可欠であると考えられる。地方自治体が行っている健康診断のように、金融経済教育や資産形成支援についても、例えば、地方自治体や民間企業がつみたてNISA等の普及や利用促進を図るため職員・社員向けセミナーを開催するなど、身近な場所で、定期的に、資産形成を開始したり、見直したりする機会が得られるような取組みを広く進めることが重要である。

**多様な国民が存在することを想定し、国民本位で、資産形成支援に関連するきめ細かい施策を、関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、政府は「基本的な方針」を策定すべきである。**そうした方針も踏まえ、国・地方自治体・企業等による取組みと併せて、広く国民に訴求する広報戦略を展開するなど、効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施することが考えられる。

## (参考) 関連条文

### 改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(令和6年2月1日施行)

#### (基本方針)

第八十二条 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

二 国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項

イ 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項

ロ 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進に関する事項

ハ 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項

ニ 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項

三 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (地方公共団体及び民間事業者に対する支援)

第八十三条 国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (地方公共団体の施策)

第八十四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状况に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (事業主の責務)

第八十五条 事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。